

明石市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

厚生労働省は、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」の研究結果を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」（以下、「要領」といいます。）を改正し、男女の混浴制限年齢の目安を「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げを行いました。

要領の改正や社会情勢の変化を踏まえ、本市においても男女の混浴制限年齢を引上げるため、明石市公衆浴場法施行条例の改正を予定しています。

つきましては、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

2 改正の概要

男女の混浴制限の年齢を「10歳以上」から「7歳以上」へ引き下げます。

ただし、「家族風呂等に夫婦が入浴する場合や介助を要する者とその家族が入浴する場合」及び「水着の着用を義務付けているその他の公衆浴場^{*}に入浴する場合」については混浴の制限はありません。

^{*}その他の公衆浴場とは、いわゆる「銭湯」以外の公衆浴場のことをいいます。

3 改正の時期

令和5年第3回定例会12月議会に提案予定

4 施行期日

令和6年2月1日（予定）